【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年２月４日
【会社名】	株式会社横浜銀行
【英訳名】	The Bank of Yokohama, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役頭取　寺澤　辰麿
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい３丁目１番１号
【電話番号】	（045）225－1111（大代表）
【事務連絡者氏名】	経営企画部事業戦略企画室　室長　片岡　達也
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋２丁目７番１号 株式会社横浜銀行　東京支店
【電話番号】	（03）3272－4171（大代表）
【事務連絡者氏名】	副支店長　観田　裕充
【発行登録の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	平成26年４月１日
【発行登録書の効力発生日】	平成26年４月９日
【発行登録書の有効期限】	平成28年４月８日
【発行登録番号】	26－関東40
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額　300,000百万円
【発行可能額】	300,000百万円 （300,000百万円） （注）発行可能額は、券面総額の合計額（下段（）書きは発行価格総額の合計額）に基づき算出した。
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成28年２月４日(提出日)である。
【提出理由】	発行登録書の参照情報となる書類が、新たに提出されたことによる。 （訂正内容については本文参照）
【縦覧に供する場所】	株式会社横浜銀行　東京支店 （東京都中央区日本橋２丁目７番１号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

【訂正内容】

金融商品取引法第24条の４の７第１項の規定に基づき、四半期報告書（第155期第３四半期　自　平成27年10月１日　至　平成27年12月31日）を平成28年２月４日に金融商品取引法第27条の30の２に規定する開示用電子情報処理組織（ＥＤＩＮＥＴ）を使用して関東財務局長へ提出した。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成26年４月１日に提出した発行登録書の参照書類とする。